

鳥取県公報

昭和二十七年二月八日 第二千二百八十四号 金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

出納事務專決及び代決規程をここに公布する。

昭和二十七年二月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣規則第四号

出納事務專決及び代決規程

(この規則の目的)

第一條 この規則は、出納長の所掌する出納その他の会計事務を能率的に処理するため、その事務を、出納長の部下職員に専決又は、代決させることに關し必要な事項を定めることを目的とする。

(専決の意義)

第二條 この規則において専決とは、副出納長が定められた範囲の事務を、その責任において決裁することをいう。

◇規則

主 要 目 次

◇規則 出納事務專決及び代決規程

鳥取県社会福祉審議会規程

◇告示 主要食糧小売販売業者甲の事業区域

主要食糧小売販売業者甲の登録所の所在地
主要食糧小売販売業者甲の各事業区域における最低登録保有数

小売販賣業者甲の登録

結核予防法に基く醫療機關指定
府県道の区域変更

国道第十八号線等の区域変更

国道第二十号線の区域変更

職員の不利益処分に関する審査に關する規則の一部改正

◇人事委員會規則

(代決の意義)

第三條 この規則において、代決とは、急を要する事務で決裁すべき者（以下「正当決裁者」という。）が出張その他の事由により不在のため決裁を経ることができぬとき定められた職にある者がその事務を代つて決裁することをいう。

（後閱の意義）

第四條 この規則において後閱とは、代決した事務をその後において正当決裁者の閲覽に供することをいう。

（副出納長専決事項）

第五條 副出納長の専決することができる事項は次のとおりとする。

- 一、俸給給料、諸手当、賄料、恩給その他これに類するものにして、常時一定したもの支払
- 二、法令及びその他の規程による費用弁償及び旅費の支払
- 三、担保物件の收受、交換
- 四、歳入歳出外現金及び一般有価証券の受払

五、戻入金の受入及び歳入下戻金の支払

六、補助負担金交付金及び一件十万円以下の歳入金の受入

七、收支月計対照表の証明

八、計算書、報告書及び証拠書類の検査、審理及び応答

九、諸官が、等からの送金に対する領收書の発行

十、收入証紙並びに物品の出納

十一、受取金代理委任届の検閲処理

（代決の順序）

第六條 正当決裁者が不在のときは、左表に示す順序によりその事務を代決する。

代決の順序 正当決裁者	第一	次	第二	次
出 納 長	副 出 納 長			
副出 納 長	会計課に勤務する上席の出納員	予め副出納長が指定した出納員		

（代決後の処理）

第七條 代決した事務は、代決者において「後閱」の印

を押なつし、起案者の責任において遅滞なく後閱しなければならない。但し、軽易な事務についてはこの限りでない。

（合議を受けた者が不在のときの処置）

第八條 合議を受けた者が不在のときの処置は、前二條の規定を準用する。この場合「正当決裁者」とあるのは「合議は「合議を受けた者」と「代決者」とあるのは「合議を受けた者」に代つて処理する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

（附 則）

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県社会福祉審議会規程をここに公布する。

昭和二十七年二月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣規則第五号

鳥取県社会福祉審議会規程

（設置及び目的）

00954

00953

第一條 社会福祉事業の全分野における共通的基本事項その他重要な事項を調査審議するため、鳥取県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2、審議会は、知事の監督に属し、その諮問に答え、又は意見を具申するものとする。

（組織）

第二條 審議会は、委員二十名以内で組織する。

2、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に委員の三分の一以内の臨時委員を置くことができる。

（委員及び臨時委員）

第三條 審議会の委員及び臨時委員は、左の各号に掲げる者のうちから、知事が任命又は委嘱する。

1、社会福祉事業に従事する者

2、関係行政の職員のうちから任命又は委嘱される委員の数は、委員総数の三分の一をこえてはならない。

00955

- 3、社会福祉事業に従事する者又は社会福祉事業に関する者、一年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第四條 審議会に委員の互選による委員長を置く。
2、委員長は、会務を総理し会議の議長となる。
3、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(専門分科会)

- 第五條 審議会に特別な事項を調査審議するため、専門分科会を置くことができる。
2、専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
3、第三條第二項の規定は専門分科会に属すべき委員に準用する。

(庶務)

- 第六條 審議会の庶務は民生部厚生課において処理する。

第七條 この規則に定めるものの外、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、委員長が別に定める。

(運営)

- 1、この規則は、昭和二十七年二月二十日から施行する。
2、鳥取地方社会事業委員会規程（昭和二十二年三月、鳥取県告示第九十二号）は、廢止する。

告 示

◇鳥取縣告示第五十一号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第十九條第三項及び同條第四項の規定により次の市町村の主要食糧小売販売業者甲の事業区域を次のように定める。

昭和二十七年二月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

00956

郡市町村名	事業区域名	事業区域の範囲
鳥取市	鳥取第一 事業区域	賀露町を除く鳥取市、面影村 一部
岩美郡 面影村	宇倍野村 宮ノ下部落の一部を除く宇倍 野村	大枝の一部宇倍野村宮ノ下の 一部
八頭郡 用瀬町	用瀬町	用瀬町及び社村川崎、東井
社村	川崎東井を除く社村	
智頭町	智頭区	智頭、南方、市瀬、本折、中 島、久志谷、三田、山根、岩 神
山形区	篠坂、毛谷、郷原、西野、大 呂、芦津、八河谷	鹿野、大屋、早瀬、野原、眞 吉、埴師、木原、横田、穂見、 中田、坂原、惣地、新見、波 多、宇波
大西伯郡 大山村	大山村	大山村及び逢坂村松河原の一 部並びに名和村神田部落の一 部

◇鳥取縣告示第五十二号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）による主要食糧小売販売業者甲の登録所の所在地は次のとおりである。

昭和二十七年二月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一、常設登録所の所在地 市町村役場及び同支所
二、登録に當り増設する登録所の所在地
- | 市町村名 | 建物の名称 | 所 在 地 |
|--------|-----------|-------|
| 氣高郡東郷村 | 高路公民館 | 東郷村高路 |
| 青谷町 | 漁業協同組合事務所 | 青谷町夏泊 |
| 長和瀬 | | |

00957

◇鳥取縣告示第五十三号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）
第二十二條第一項の規定により主要食糧小売販賣業者甲の各事業区域における最低登録保有数を次のように定める。

昭和二十七年二月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

(一) 四〇〇人の事業区域

鳥取市第一事業区域 鳥取市第二事業区域 米子市

(二) 三〇〇人の事業区域

岩美郡 倉田村、宇倍野村、津ノ井村、福部村、大岩村、
八頭郡 郡家町、船岡村、八東村、丹比村、若桜町、池田村、
那岐区、智頭町、智頭、智頭町
氣高郡 神戸村、鹿野町、浜村町、青谷町、日置村、
勝部村、西郷村、上井町、橋津村、字野村、泊村、
東伯郡 高城村、社村、下北條村、由良町、浦安町、東

岩美郡 面影村、蒲生村
八頭郡 国中村、上私都村、大村
氣高郡 美穂村、豊実村、末恒村
東伯郡 長瀬村、竹田村、上小鴨村、大誠村、安田村
西伯郡 成実村、巖村、名和村
東伯郡 小田村
八頭郡 二部村、日野村
氣高郡 明治村、日置谷村
東伯郡 舎人村、小鹿村、三徳村、南谷村、北谷村、

西伯郡 溝口町、江尾町、神奈川村、根面町、黒坂町
石見村、多里村、日野上村
西伯郡 彦名村、崎津村、渡村、外江町、境町、上道
村、余子村、中浜村、大篠津村、和田村、富
益村、法勝寺村、大幡村、淀江町、所子村、大
山村、庄内村、御來屋町、光德村、逢坂村

00958

田 一三〇人の事業区域

灘手村、中北條村、栄村、下郷村、上中山村
西伯郡 夜見村、手間村、五千石村、渠村、日吉津村
高麗村

◇鳥取縣告示第五十四号
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）
第二十條第一項の規定により次の者を小売販賣業者甲登録台帳に登載した。

昭和二十七年二月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥 取 市

代表者氏名 名 称 営業所の所在地

松尾 正幸 今町米穀小売企業組合 今町二丁目九

滝山德太郎 外吉方 吉方八一八ノ一〇

岩崎 利男 吉方 吉方一二二

井上 幸男 立川 行徳 行徳三〇〇

小林 良治 行徳 行徳三〇〇

細田 庄藏 新品治 新品治町六七

水戸 辰藏 魚町 元魚町三丁目一八

長谷 賴藏 魚町 鹿野町販売所 鹿野町六三ノ一

内 九〇人の事業区域

岩美郡 米里村、大茅村

八頭郡 下私都村

氣高郡 大和村、松保村、大郷村、瑞穂村、中郷村

東伯郡 浅津村、山守村、上郷村、古布庄村

西伯郡 天津村、上長田村、下長田村、尙徳村、大高
村、大和村、宇田川村

西本 源一	材木町	山根 清治	材木町五七
川上 芳造	東町	江崎	東町一八〇
溝口 繁治	江崎町	一三	江崎町一三
佐竹 安治	大工町	二九	大工町頭二三
新利男	新町	二九	新町二九
福井福太郎	片原販売所	二丁目六一	片原二丁目六一
米子営業所鳥取配給所	東品治町	二九	江崎町二九
佐々木幸治	湯所町	八五	湯所町八五
山下 貞次	川端	一丁目四二一	川端一丁目四二一
伊吹喜代藏	行徳	七二ノ三	行徳七二ノ三
清水 利夫	吉方	七九〇	吉方三一九
民木 元造	東品治町	三	東品治町三
岸田 利夫	米村	信一	米村 信一
大河原禎壽	浜田	昇一	浜田 昇一
河口長太郎	妹尾谷節子		妹尾谷節子
米谷 栄	鈴木	正	鈴木 正
井戸垣保三	岩倉	四六三	岩倉四六三
	中嶋長太郎	中嶋精麦製粉株式会社	中嶋長太郎
	油井 義治	東品治町	東品治町一九一
	中村 実	上町	上町一六八
	林 孝之	吉方	吉方三二〇ノ一
	小谷 辰治	下横町	下横町一七
	大谷 豊美	材木町	材木町三二
	佐々木智恵子	鹿野町	鹿野町八
	岡鳴 爲治	富安	富安三七二ノ五
	霜田秀次郎	東品治町	東品治町八一ノ五
	浜田 喜久治	川端町	川端町四丁目二〇
		川端町	川端町一丁目三八
		東品治町	東品治町六九
		若桜町	若桜町六
		西町	西町一三七
		鹿野町	鹿野町三三
		大工町頭	大工町頭二五
宮脇 歳男	生活協同組合		
吉方町 一四九			
立川町 二丁目六〇			

山下	朝治	富安二十九ノ三	野口	達夫
漆原	健治	美保農業協同組合	吉成五一〇	
田原	広治	賀露米穀小売企業組合	賀露町一、〇八六	島田 柳藏
葛谷	旭子		賀露町一、三四〇	荒島兵太郎
岡村	栄治		賀露町一、三九九	久保田麻四郎
中村	春雄	八田 稔 福生農業協同組合	道笑町三丁目九三	宍重 芳雄
萩野	永太郎	加藤 晴加	茶町四六	船越 尚治
室	千代子	大森近四郎	旗崎四五二ノ一	餅月 武造
岩崎	恵佐於	岩崎恵佐於	角盤町三丁目一〇四	土井 利貞
立町	三丁目八二		錦織 文吉	竹中 善重
博労町	一丁目七七		米子食糧企業組合	別所 孝一
松永	延衛		車尾營業所	渡辺 礼一
"	"		糸屋町 "	藤谷 巖
朝日町	"		糸屋町 "	幸松 浅重
朝日町	"		茶町 "	目久美町二九九
朝日町	"		茶町一六	博労町三丁目二九
車尾	九二五		塩町三六	灘町三丁目二一
糸屋町	一〇九		車尾九二五	茶町三五

00963

加藤多美藏	"	岩淵二四六	小谷 益次	"	加瀬木	"	四〇
太田 秀男	丹比村農業協同組合	丹比村北山五七ノ一	船越 光藏	"	加茂	"	六二フ一、二
中田 吉雄	若櫻町"	若櫻町若櫻三五五	長谷 たみ	"	加茂一、二	"	古市一六六
円井 敏男	若櫻米穀小売企業組合	ノ三 三五七ノ八	中村源之助	"	八三ノ一	"	佐治村尾際三五九
清水 兵吉	池田村農業協同組合	ノ四 若櫻三五六	福安 初子	"	余戸五二二	"	智頭町智頭一、六
吉田 秋市	吉川"	池田村中原三六二	田中 安円	"	ノ二	"	社村樟原三一〇
田中 市郎	上私都村農業協同組合	上私都村麻生一八	中村 護	"	四〇ノ一	"	智頭町智頭一、六
山崎 輝章	中私都村"	八ノ一 中私都村下津黒八四	中村農業協同組合	"	八三ノ一	"	佐治村尾際三五九
山本 一三	下私都村"	大村" 上町販売所	大村 魔狩二二	"	ノ二	"	古市一六六
藤原登龜男	用ヶ瀬米穀小売企業組合	用ヶ瀬町用瀬四一	大村魔狩二二	"	八三ノ一	"	智頭町智頭一、六
右手 翁幸	合	下町" 上町販売所	用ヶ瀬町用瀬四一	"	ノ二	"	佐治村尾際三五九
田村 竜夫	"	○用瀬三四八	大村魔狩二二	"	八三ノ一	"	古市一六六
笛川 敏巳	"	"	中村魔狩二二	"	ノ二	"	智頭町智頭一、六
安井茂太郎	"	"	中村魔狩二二	"	八三ノ一	"	佐治村尾際三五九
森田 一敬	"	"	中村魔狩二二	"	ノ二	"	古市一六六
西尾 保博	用ヶ瀬米穀小売企業組合	用ヶ瀬町用瀬四一	中村魔狩二二	"	八三ノ一	"	智頭町智頭一、六
合	古市販売所	大村魔狩二二	中村魔狩二二	"	ノ二	"	佐治村尾際三五九
佐治村加瀬木一、	二六三	大村魔狩二二	中村魔狩二二	"	ノ二	"	古市一六六
白岩岸太郎	"	大村魔狩二二	中村魔狩二二	"	ノ二	"	智頭町智頭一、六
國本 昌夫	"	大村魔狩二二	中村魔狩二二	"	ノ二	"	佐治村尾際三五九
西尾 義美	富沢農業協同組合	大村魔狩二二	中村魔狩二二	"	ノ二	"	古市一六六
小林 藤一	士師"	大村魔狩二二	中村魔狩二二	"	ノ二	"	智頭町智頭一、六
古谷忠次郎	那岐"	大村魔狩二二	中村魔狩二二	"	ノ二	"	佐治村尾際三五九
野原一七四	"	大村魔狩二二	中村魔狩二二	"	ノ二	"	古市一六六
塩垣 清吉	"	大村魔狩二二	中村魔狩二二	"	ノ二	"	智頭町智頭一、六
森 繁治	"	大村魔狩二二	中村魔狩二二	"	ノ二	"	佐治村尾際三五九
山田 潔	湖山村農業協同組合	大村魔狩二二	中村魔狩二二	"	ノ二	"	古市一六六
岩崎 貞雄	湖山米穀小売企業組合	大村魔狩二二	中村魔狩二二	"	ノ二	"	智頭町智頭一、六
稻村 福惠	吉岡村農業協同組合	大村魔狩二二	中村魔狩二二	"	ノ二	"	佐治村尾際三五九
南城 勇平	大郷村"	大村魔狩二二	中村魔狩二二	"	ノ二	"	古市一六六
三橋 誠	末恒村"	大村魔狩二二	中村魔狩二二	"	ノ二	"	智頭町智頭一、六
谷沢 房雄	竹本 武	宝木村"	大村魔狩二二	"	ノ二	"	佐治村尾際三五九
太田 阿佐	瑞穂村農業協同組合	大村魔狩二二	中村魔狩二二	"	ノ二	"	古市一六六
阪田 俊一	鹿野米穀小売企業組合	大村魔狩二二	中村魔狩二二	"	ノ二	"	智頭町智頭一、六
泰 源吉	勝谷村農業協同組合	大村魔狩二二	中村魔狩二二	"	ノ二	"	佐治村尾際三五九
田中 正	小鶴河村"	大村魔狩二二	中村魔狩二二	"	ノ二	"	古市一六六
山根清太郎	逢坂村"	大村魔狩二二	中村魔狩二二	"	ノ二	"	智頭町智頭一、六
太田 敬市	浜村町浜村"	大村魔狩二二	中村魔狩二二	"	ノ二	"	佐治村尾際三五九

00964

藤谷 猛	大呂 甚衛	山形農業協同組合	"	"	"	二七ノ三
大呂 甚衛	"	山形販売所	"	"	"	二七ノ三
大橋 秀男	山郷村農業協同組合	山郷村中原二六八	芦津四一三	芦津四一三	芦津四一三	二七ノ三
氣 高 郡	前田 茂	神戸村農業協同組合	神戸村上砂見七ノ	神戸村上砂見七ノ	神戸村上砂見七ノ	二七ノ三
加藤 重藏	大和村"	大和村倭文	美穂村朝月二七	美穂村朝月二七	美穂村朝月二七	二七ノ三
前田 審	泰雄	美穂村"	大正村古海八二〇	大正村古海八二〇	大正村古海八二〇	二七ノ三
宮脇幸之輔	湖山米穀小売企業組合	大正販売所	"	"	"	二七ノ三
有田 壽男	東郷村農業協同組合	東郷村今在家一四	東郷村今在家一四	東郷村今在家一四	東郷村今在家一四	二七ノ三
大賀 正雄	明治村"	明治村上原九八	明治村上原九八	明治村上原九八	明治村上原九八	二七ノ三
原田 靖雄	豊美村"	豊美村宮谷四四〇	豊美村宮谷四四〇	豊美村宮谷四四〇	豊美村宮谷四四〇	二七ノ三
森本 正右	松保村"	松保村布勢二七九	松保村布勢二七九	松保村布勢二七九	松保村布勢二七九	二七ノ三
太田 豊三	千代水村"	千代水村秋里	千代水村秋里	千代水村秋里	千代水村秋里	二七ノ三

浜田金五郎	浜村米穀小売企業組合	ノ二四	勝見六九〇
岡田長太郎	舟磯消費生活協同組合	七五六六	浜村町八束水二、
大谷光藏	青谷米穀小売企業組合	六六	青谷町青谷三、九
村尾鶴吉	前町販売所	三、九七九ノ一	宮本良吉
浜田壽雄	日置谷村農業協同組合	三、五四七	羽合米穀小売企業組合
尾崎長保	日置谷村奥崎三〇一	ノ二	本多不二雄
原田悅壽	日置村山根二三〇	ノ四	浅津村農業協同組合
岸田雪郎	中郷村二	二二二二ノ一	宮本良吉
勝田秀吉	勝部村二	二二二二ノ一	羽合米穀小売企業組合
藤市	中郷村龜尻二三二	二二二二ノ一	橋津村橋津六八
東伯郡	勝部村紙屋一九二	二二二二ノ一	宇野村一、五六八
岡崎清	西郷村八屋八二ノ一	二二二二ノ一	上川義勝
亀山弘一	上井米穀小売企業組合	ノ二八	小林長九郎
宮脇	上井町農業協同組合	ノ二八	藤井力造
伊藤	上井町農業協同組合	ノ二八	笠田準
児玉晴美	上井町農業協同組合	ノ二八	石原八木
岡崎	上井町農業協同組合	ノ二八	森政子
亀山	上井町農業協同組合	ノ二八	益田信義
宮脇	舍人村農業協同組合	ノ二八	中村藤藏
伊藤	松崎米穀小売企業組合	ノ二八	安藏
児玉	松崎米穀小売企業組合	ノ二八	東郷松崎町
岡崎	東郷松崎町	ノ二八	舍人村方地一〇五
亀山	東郷松崎町	ノ二八	東郷松崎町国信一
宮脇	東郷松崎町	ノ二八	三五五七
伊藤	東郷松崎町	ノ二八	中興寺四〇
児玉	中興寺四〇	ノ二八	ノ九
岡崎	中興寺四〇	ノ二八	長瀬一〇五〇
亀山	中興寺四〇	ノ二八	岡村増太郎
宮脇	中興寺四〇	ノ二八	田後五九五
伊藤	中興寺四〇	ノ二八	長瀬一〇五〇
児玉	中興寺四〇	ノ二八	ノ九

00967

小林 俊治 小鴨農業協同組合	ノ一 中河原五四〇	齊尾 嘉久 中北條村農業協同組合	ノ一 江北七三八
芳田 一眞	ノ一 堆町二丁目九一	磯江 義博 上北條村"	上北條村井手畑一三
石井 爲喜 上小鴨村農業協同組合	ノ一 上小鴨村上古川一	石田 清市 松村	南村龜谷七八〇ノ
河本 雅雄	ノ一 矢送村農業協同組合	石田 雅義 由良米穀小売企業組合	大誠村瀬戸六〇ノ五
池谷 房男 矢送村農業協同組合	ノ一 南谷村ノ	新住 忠則 由良販売所	矢送村関金九二三
新住 忠則 南谷村ノ	ノ一 開金宿二六三	太田 京藏 山守村ノ	六七〇五
太田 京藏 山守村ノ	ノ一 山守村今西一〇	谷口 幸人 北谷村"	山守村今西一〇
石田 積	ノ一 北谷村福本二二〇	藤原 善夫 高城村農業協同組合	茂住 正 大誠村農業協同組合
伊坂離龜一 灘手村"	ノ一 高城村上米積二六五	小谷潤太郎 社村"	山本 猛 山本
日置吉太郎 下北條村ノ	ノ一 上福田四八二	伊坂離龜一 灘手村"	佐伯 義男 由良米穀小売企業組合
磯江七次郎	ノ一 社村国分寺三〇二	社村国分寺三〇二	三木 太郎 由良町由良宿四八
	ノ一 灘手村尾原五〇〇	ノ一 灘手村尾原五〇〇	川崎 友輝 由良販売所
	ノ一 下北條村弓原三四	ノ一 下北條村弓原三四	谷口 滋雄 九ノ三
	ノ一 中北條村江北五四八	ノ一 中北條村江北五四八	中原 重吉 浦安町浦安三三六
林原 一雄 赤崎米穀小売企業組合	ノ一 赤坂三四二	田中 譲二 浦安町米穀小売企業組合	川崎 友輝 一五
林原 清 八橋米穀小売企業組合	ノ一 赤坂三四二	田中 譲二 浦安町米穀小売企業組合	谷口 滋雄 一五二
" 仲町販売所	ノ一 八橋町八橋四五五	ノ一 逢東販売所	中原 重吉 一七七
堀江 寒藏 八橋町農業協同組合	ノ一 八橋一、三九一	ノ一 逢東販売所	川崎 友輝 五一〇
" 地藏町ノ	ノ一 八橋一、三九一	ノ一 逢東六八五	中原 重吉 一五三
林原 一雄 赤崎町米穀小売企業組合	ノ一 赤崎一、一	ノ一 逢東六八五	田中 譲二 三三八
" 赤崎	ノ一 赤崎四人烟	ノ一 逢東六八五	田中 譲二 三三八
高力 勝美 成美村ノ	ノ一 赤崎	ノ一 逢東六八五	田中 譲二 三三八
高力 亀市 以西村農業協同組合	ノ一 以西村高岡四七一	ノ一 逢東六八五	田中 譲二 三三八
高力 勝美 安田村農業協同組合	ノ一 成美村出上一八七	ノ一 逢東六八五	田中 譲二 三三八
光月 春四	ノ一 一二一ノ二	ノ一 逢東六八五	田中 譲二 三三八
眞山 栄吉 安田村農業協同組合	ノ一 安田村笠津五〇ノ一	ノ一 逢東六八五	田中 譲二 三三八
堀尾 芳春 安田村農業協同組合	ノ一 下中山村御崎三一	ノ一 逢東六八五	田中 譲二 三三八
九ノ二	ノ一 九ノ二	ノ一 逢東六八五	田中 譲二 三三八
遠藤 邦雄	ノ一 一七	ノ一 逢東六八五	田中 譲二 三三八
古德 秀徳 渡村農業協同組合	ノ一 東	ノ一 逢東六八五	田中 譲二 三三八
高梨 幸治 外江町農業協同組合	ノ一 一、二〇七	ノ一 逢東六八五	田中 譲二 三三八
竹内 重秋 外江米穀小売企業組合	ノ一 二、〇九〇	ノ一 逢東六八五	田中 譲二 三三八
遠藤 邦雄	ノ一 二、〇六九	ノ一 逢東六八五	田中 譲二 三三八

00968

家森 隆治 下郷村農業協同組合	ノ一 下郷村勤三〇〇ノ一	林原 一雄 赤崎米穀小売企業組合	ノ一 赤坂三四二
平野 忠一 上郷村ノ	ノ一 上郷村山田三六六	山本市太郎 上中山村農業協同組合	ノ一 赤坂三四二
永代誠太郎 古布庄村ノ	ノ一 八橋町八橋四五五	西伯郡	ノ一 赤坂三四二
" 仲町販売所	ノ一 仲町一、七六二	柴田 孝正 彦名村農業協同組合	彦名村二、八二三
堀江 寒藏 八橋町農業協同組合	ノ一 八橋一、三九一	松本 正季 崎津村ノ	崎津村大崎一、一
" 地藏町ノ	ノ一 赤崎	松本 清 新潟	新潟津米穀小売企業組合ノ一
林原 一雄 赤崎町米穀小売企業組合	ノ一 赤崎一、一	門脇 伸榮 渡村農業協同組合	渡村渡二、二三五
" 赤崎	ノ一 赤崎四人烟	松本 節 渡米穀小売企業組合ノ一	渡村渡二、二三五
高力 亀市 以西村農業協同組合	ノ一 以西村高岡四七一	庄司 ます 渡村農業協同組合ノ一	渡村渡二、二三五
高力 勝美 成美村ノ	ノ一 成美村出上一八七	古德 秀徳 渡村農業協同組合ノ一	渡村渡二、二三五
高力 勝美 安田村農業協同組合	ノ一 安田村笠津五〇ノ一	高梨 幸治 外江町農業協同組合ノ一	渡村渡二、二三五
光月 春四	ノ一 一二一ノ二	竹内 重秋 外江米穀小売企業組合ノ一	渡村渡二、二三五
眞山 栄吉 安田村農業協同組合	ノ一 安田村笠津五〇ノ一	遠藤 邦雄	渡村渡二、二三五
堀尾 芳春 安田村農業協同組合	ノ一 下中山村御崎三一	古德 秀徳 渡村農業協同組合ノ一	渡村渡二、二三五
九ノ二	ノ一 九ノ二	高梨 幸治 外江町農業協同組合ノ一	渡村渡二、二三五
遠藤 邦雄	ノ一 一七	竹内 重秋 外江米穀小売企業組合ノ一	渡村渡二、二三五

00969

00970

齊木	光昌	成美村農業協同組合	成美村石井三二三一	大篠津米穀小壳企業組合	大篠津米穀小壳企業組合	大高村尾高一、三
景山	孟	天津村〃	天津村福成一、二	夜見配給所	夜見村一、四五一	巖村蚊屋二八四ノ五
生田	正雄	大国村〃	大国村原四七七	法勝寺村法勝寺四	法勝寺村法勝寺四	日吉津村日吉津三
杉山	重治	法勝寺村〃	上長田村下中谷八	上長田村下中谷八	上長田村下中谷八	大和村中間六、五
持田平次郎	上長田村〃	東長田村中四四七	手間村天万九三七	内藤保	淀江米穀小壳企業組合	大山初太郎
藤田	千歲	一七ノ一	一七ノ一	内藤保	淀江米穀小壳企業組合	巖村〃
吉持	恒	尚德村農業協同組合	尚德村榎原一、四	内藤保	淀江米穀小壳企業組合	日吉津村日吉津三
樋口	寛治	尚德村農業協同組合	五千石村八幡六九	内藤保	淀江米穀小壳企業組合	佐陀五二四
生田	久男	五千石村〃	二ノ一	内藤保	淀江米穀小壳企業組合	大和村中間六、五
後藤	福重	幡鄉村〃	幡鄉村大殿一〇九	内藤保	淀江米穀小壳企業組合	大山初太郎
船木	大治	大幡村〃	二ノ二	内藤保	淀江米穀小壳企業組合	巖村〃
奥山	啓次	春日村〃	春日村上新印二三	内藤保	淀江米穀小壳企業組合	日吉津村日吉津三
椎木	精	岡田伸樹	西川磯猪	内藤保	淀江米穀小壳企業組合	佐藤五二四
大山村農業協同組合	大山村農業協同組合	遠藤壽雄	高麗村農業協同組合	内藤保	淀江米穀小壳企業組合	佐藤五二四
大高村佐摩三七二	大高村佐摩三七二	高麗村一八宮一、	宇田川村虫西尾二	内藤保	淀江米穀小壳企業組合	佐藤五二四
八五ノ一	八五ノ一	中高三六四	二三四五	内藤保	淀江米穀小壳企業組合	佐藤五二四

杉原 福一	東本町米穀小売企業組合	境町相生町二	新 美恵子	竹内六六四
里見 長利	花町販売所	花町二〇〇	島田 時雅	八九六
秋本 重忠	末広町米穀小売企業組合	末広町一〇三	市場 重範	福定一、六
景山 文太郎	松ヶ枝町	松ヶ枝町五七	池淵 ぎん	中浜村佐斐神一、
景山 国一	花町二六	入船町四三	足立 玄	一二〇〇
戸田 友次	朝日町五一	角 文子	小篠津四五八	中野三四〇
酒井 登美子	相生町一	木村 喬	大篠津村一、一五二	六七
柏木 整一郎	栄町一一七	永井 借義	一、三一	福定一、六
寺本 栄治	大正町七八	宋田 義憲	一、八四四	八九六
門永 雄次	上道米穀小売企業組合	松本 利男	一、六八三	一二〇〇
門永 真太郎	上道村農業協同組合	大曾根 仁	一、七二二	一二〇〇
都田 磯	八四六	水谷 伸	三、五〇六	一二〇〇
大西喜久枝	六四八	中央營業所	一、六九一	一二〇〇
池淵 節雄	六七五	第一	一、六八三	一二〇〇
余子米穀小売企業組合	第二	第一	一、七二二	一二〇〇
余子村中野五六二	竹内七七五	和田村農業協同組合	富益村七六一ノ一	一二〇〇
足立 角	第一	和田村一	一、六八三	一二〇〇
住雄 優	第一	大曾根仁	一、六九一	一二〇〇
安達 忠義	第一	水谷伸	一、七二二	一二〇〇
黒見 幸栄	第一	中央營業所	三、五〇六	一二〇〇
富益村農業協同組合	第一	第一	一、六九一	一二〇〇
富益村七六一ノ一	第一	第一	一、六八三	一二〇〇

00971

田中 正明 // 農業協同組合 江尾町江尾二、〇

船原 由光 庄内村 // 名和村名和九九

森田 広正 名和村 //

板谷 勝輝 御來屋米穀小売企業組合

合御來屋配給所 御來屋町八四五

富永 正益 御來屋町農業協同組合

合 // 八八九ノ二

野口 輝 光德村農業協同組合

合 // 一、〇〇八

板谷 勝輝 光德村東坪二

合組合光德村西配給所 // 西坪五六一

谷川てる子 光德村農業協同組合

合 // 八八九ノ二

石井 虎治 溝口町米穀小売企業組合

合二部販売所 二部村二部六六三

山中 恒雄 農業協同組合

溝口町溝口七一〇

竹内 茂美 米穀小売企業組合

合八郷村農業協同組合 // 七〇九

西木 雄治 八郷村農業協同組合

合八郷村眞野一、〇

遠藤 覚重 日光村

合日光村 //

芦立 忠男 江尾町米穀小売企業組合

合米沢販売所 三二

日野郡 日野郡

合日野村 //

久代 晃 日野上村生山一三八

合日野上村農業協同組合 // 矢戸一、一九五

入沢 仁 日野上村生山一三八

合奥日野米穀小売企業組合 // 八三ノ三

若月 幸範 日野上村生山一三八

合山上販売所 // 八三ノ三

山村 欽一 日野上村生山一三八

合奥日野米穀小売企業組合 // 八三ノ三

山村 欽一 日野上村生山一三八

合山上販売所 // 八三ノ三

山村 能之 奥日野米穀小売企業組合

合阿昆縁販売所 // 八三ノ三

山村 恵三 大宮村農業協同組合

合大宮村印賀一、一

種類 その他称 在地管轄保健所

第二種 赤沢村國民健康保険直営診療所 // 日野郡米沢村大根雨保健所

第三種 保険直営診療所 // 日野郡米沢村大根雨保健所

五一六ノ二

◆鳥取縣告示第五十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六條の規定により医療機関を次のとおり指定する。

昭和二十七年二月八日

昭和二十七年二月八日

鳥取縣知事 西尾愛 治

現 在 区 域 麦田更地区

鳥取縣知事 西尾愛 治

現 在 区 域 麦田更地区

別紙図面の通り(図面省略)

田中 正明 // 農業協同組合 江尾町江尾二、〇
芦立 忠男 // 米穀小売企業組合 // 二、〇七四

宇田川重章 // 神奈川販売所 神奈川村武庫四四

藤原 実 神奈川村農業協同組合 // 四五三

裕川 忠壽 根雨町米穀小売企業組合 // 四五三

本條 達雄 根雨町米穀小売企業組合 // 四五三

生田 正衛 農業協同組合 // 四〇九

音田 一雄 日野村 //

頭本 正 黒坂町米穀小売企業組合 // 黑坂町東裏一、二

稻田 利正 農業協同組合 // 黑坂一、五

長尾 己幸 奥日野米穀小売企業組合 // 一、五一三

伊田 長朝 奥日野米穀小売企業組合 // 六六ノ一

三上 国武 石見村農業協同組合 // 九二〇ノ四

伊田 精而 奥日野米穀小売企業組合 // 八ノ二

倉間 克雄 石見村上石見八二

伊田 精而 福栄村福塚一、二

合奥日野米穀小売企業組合 // 三四ノ三

伊田 精而 福栄村福塚一、二

倉間 克雄 福栄村福塚一、二

多里村多里三六四

府県道鳥取広島線、鳥取吉岡線、鳥取倉吉線、鳥取鹿野線、岩坪鳥取線、高路鳥取線、安藤鳥取線の一部を次のように変更し、変更区域をもつてその区域と定め告示の日から供用を開始する。但し、在來の道路及びその附属物は告示の日から供用を廢止する。

◆鳥取縣告示第五十六号

府県道鳥取広島線、鳥取吉岡線、鳥取倉吉線、鳥取鹿野

第一種 大谷 医院 八頭郡若桜町大字大坪八頭郡下私都村智頭保健所

治町一六九ノ一番地先を同町三十七番地先を経て鳥取市古市三八〇ノ四番地先に至る。

品治町一三ノ一番地先を同町三丁目六ノ一番地先を経て鳥取市古市三八〇ノ四番地先に至る。

鳥取市元標より鳥取市東品治町一六九ノ一番地先を同町三十七番地先を経て鳥取市古市三八〇ノ四番地先に至る。

鳥取市元標より鳥取市東品治町一三ノ一番地先を同町三丁目六ノ一番地先を経て鳥取市古市三八〇ノ四番地先に至る。

鳥取市元標より鳥取市東品治町一三ノ一番地先を同町三丁目六ノ一番地先を経て鳥取市古市三八〇ノ四番地先に至る。

鳥取市元標より鳥取市東品治町一三ノ一番地先を同町三丁目六ノ一番地先を経て鳥取市古市三八〇ノ四番地先に至る。

鳥取市元標より鳥取市東品治町一三ノ一番地先を同町三丁目六ノ一番地先を経て鳥取市古市三八〇ノ四番地先に至る。

鳥取市元標より鳥取市東品治町一三ノ一番地先を同町三丁目六ノ一番地先を経て鳥取市古市三八〇ノ四番地先に至る。

00973

◇ 島取縣告示第五十七号

府県道島取城崎線中一部区域を次のようにより変更し、麥更区域をもつてその区域と定め告示の日から供用を開始する。但し、在來の道路及びその附屬物は告示の日から供用を廢止する。

昭和二十七年二月八日

鳥取縣知事 西尾六愛治

現 在 区 域 麦 更 区 域

鳥取市東品治町一六九ノ一
番地先より同市吉方六二二
四ノ二地先に至る。

別紙図面の通り(図面省略)

◇ 島取縣告示第五十八号

国道第十八号線指定府県道米子境線及び府県道渡米子線の道路の一部区域を次のように変更し、麥更区域をもつてその区域と定め告示の日から供用を開始する。但し、在來の道路及びその附屬物は告示の日から供用を廢止する。

別紙図面の通り(図面省略)

昭和二十七年二月八日

鳥取縣知事 西尾六愛治

現 在 区 域 麦 更 区 域

米子市祇園町二丁目二六七
番地の三地先より米子市祇園町二丁目二七番地の四区
地先を経て米子市陰田町本一五番地の一地先に至る。

米子市祇園町二丁目二六七
番地の三地先より米子市祇園町二丁目二七番地の四区
地先を経て米子市陰田町本一五番地の一地先に至る。米子市祇園町二丁目二六七
番地の三地先より米子市祇園町二丁目二七番地の四区
地先を経て米子市陰田町本一五番地の一地先に至る。

別紙図面の通り(図面省略)

◇ 島取縣告示第五十九号

国道第二十号線中一部次のように変更し、麥更区域をもつてその区域と定め告示の日より供用を開始する。

但し、従来の道路及びその附屬物は告示の日から供用を廢止する。

昭和二十七年二月八日

鳥取縣知事 西尾六愛治

現 在 区 域 麦 更 区 域

八頭郡池田村大字落折字古
ソロ一、一七四番地先より
八頭郡池田村大字落折字一
ツ休二九一番地先及び同村
大字落折字大道端一ノ三番
大道先を経て同村大字落
二番地先に至る。

八頭郡池田村大字落折字古
ソロ一、一七四番地先より
八頭郡池田村大字落折字大
淵頭二六四番地先及び同
郡同村大字落折字大道端
二番地先を経て同郡同村
大字落折字大道端二番
地先に至る。

00974

00973

◇ 島取縣人事委員會規則第一號

職員の不利益処分に関する審査に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年二月八日

鳥取縣人事委員會委員長 倉繁良逸

職員の不利益処分に関する規則をここに公布する規

則の一
部を改正する規則

職員の不利益処分に關する審査に關する規則（昭和二十六年八月鳥取縣人事委員會規則第四号）の一部を次のよう
に改正する。

第一條中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十
一號。以下「法」といふ。）」の下に「第八條第七項及
び」を加える。

第二十條の次に次の一條を加える。

（教育委員會の置かれていない市町村立學校職員の取扱）

第二十一條 この規則は、教育公務員特例法（昭和二十
四年法律第一號）第二十五條の三の規定により、市町
村立學校の職員の請求に係る不利益処分に關する審査
について、これを適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和二十六年八月二
十日から適用する。

昭和二十七年二月八日印刷
昭和二十七年二月八日發行

鳥取縣公報

（昭和四年四月十五日）
（第三種郵便物認可）

發行者 烏取縣烏取市東町
印刷所 烏取縣烏取市東町坂
烏取縣印刷所